

## 区民等の意見の概要と区の考え方

※網掛け部分は計画に反映させた意見

| No | 項目        | 意見の概要   | 区の考え方   |
|----|-----------|---|---|
| 1  | 避難所に関する意見 | 避難者の受入基準が3.3㎡あたり2人としているが、どのような空間を確保する予定かわからない。<br>また、今回の能登半島地震の避難所の様子を見て、プライベート空間を作ることが必要だと思うため、段ボールベッド、仕切り、テントなどを設置して、避難生活におけるプライベート空間の確保をしてほしい。                                 | 区では、避難者を各震災救援所の普通教室、特別教室（4割を利用可能と想定）、屋内運動場に收容するものとし、3.3㎡あたり2人として收容可能人員を算出しています。また、震災救援所でのプライベート空間については、段ボール製の簡易間仕切りを備蓄しているほか、民間企業と段ボール製ベッドや間仕切りを含む段ボール製品の供給に関する災害協定を締結しています。さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、令和6年度中に、簡易間仕切りセットを追加配備するなど、今後もプライベート空間の確保に努めてまいります。（別紙2 震災・風水害編 No.73） |
| 2  | 避難所に関する意見 | 段ボールの仕切り、テントなどを用いて、家庭ごとに避難所でのプライバシーを確保することが必須であると考えている。   | 震災救援所でのプライベート空間については、段ボール製の簡易間仕切りを備蓄しているほか、民間企業と段ボール製ベッドや間仕切りを含む段ボール製品の供給に関する災害協定を締結しています。さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、令和6年度中に、簡易間仕切りセットを追加配備するなど、今後もプライベート空間の確保に努めてまいります。（別紙2 震災・風水害編 No.73）   |
| 3  | 避難所に関する意見 | 避難所となる高円寺学園の記載について、以下のとおり改めてほしい。<br>・体育館が実験用具の保管場所と一体の建物となっている高円寺学園等の危険性について記述する。<br>・避難中に余震等で避難場所への影響について問題がないか公の責任として明確に記述する。<br>・高円寺学園のプールによる水の階下への影響について問題がないか公の責任として明確に記述する。 | 地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針を定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではありません。いただいたご意見は、関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。<br>なお、震災救援所に指定されている区内施設は、耐震基準を満たしています。  |

|   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 4 | 避難所に関する意見 | 自分が住んでいる地区の水害、地震、火事の際の避難場所情報はどこを見ればよいか。   | 区では、災害時の避難に関する情報を分かりやすく周知するために、杉並区防災マップや各種ハザードマップを作成しています。区立施設の窓口のほか、区公式ホームページ等で確認できますので、避難の際の参考にしていただければと思います。   |
| 5 | 避難所に関する意見 | <p>妊産婦、乳幼児親子及び女性専用の避難場所として「ゆう杉」の活用を検討してほしい。</p> <p>「ゆう杉」に女性専用備品の備蓄をして、発災時に、産婦人科医、小児科医を派遣出来る仕組みがほしい。</p> <p>ゆくゆくは「子育てプラザ」や「児童館」にもこの仕組みを広げてほしい。</p> | <p>区では、乳幼児親子の避難場所について、震災救援所や第二次救援所でのスペース確保や備品等の考え方を整理するとともに、これらの施設のランチとして児童館や子ども・子育てプラザの活用を検討しているところです。</p> <p>また、妊産婦の対応については、避難場所の確保だけでなく、避難生活中の体調悪化や出産等への対応も必要です。そのため、今後、区有施設のほか、医療措置のできる民有施設の活用も視野に入れるとともに、杉並区医師会等の関係機関との連携・協力を図っていきます。</p> <p>女性専用の避難場所については、震災救援所で専用スペースの設置や女性専用備蓄品等の配布場所に配慮したマニュアル作成を行っています。今後も引き続き、女性を含む特定の配慮が必要な方々への支援の充実に取り組んでまいります。</p> |

|   |                                      |   |  |
|---|--------------------------------------|---|--|
| 6 | <p>備蓄品に関する意見</p>                     | <p>避難所に計画備蓄また公園や区の施設等にも備蓄とあるが、平均的トイレ使用回数1日5回の想定は少ない。また、入浴についての備えも必要である。</p> <p>炊き出しは発災から4日目以降と記載があるが、1日でも早く実施できるよう対策をしてほしい。自助・共助とあるが、行政と民間の連携が大切である。</p>  | <p>「平均的なトイレ使用回数を5回として想定」については、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインにある「平均的な排泄の回数」を記載しておりますが、年齢や状況に応じて使用回数が異なることなども考慮し、能登半島地震を踏まえ、震災救援所の各種トイレに活用する収便袋の備蓄を令和6年度に追加し、更なる充実を図ります。また、入浴対策としては、各震災救援所に全身を拭くことができるノンアルコールウェットティッシュを備蓄しているほか、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部と応急的入浴機会の提供に関する協定を締結しています。</p> <p>各震災救援所では、炊き出しに使用する食料や器具等を備蓄しており、発災後も温かい食事を提供できるよう環境整備に努めています。炊き出しについては、大きな余震発生の期間等を考慮した後に実施することを想定しています。また、区では、応急物資や燃料の提供などに関する様々な災害協定を締結しており、民間企業等との協力体制を構築しています。（別紙2 震災・風水害編 No. 73）</p> |
| 7 | <p>備蓄品に関する意見</p> <p>道路拡幅事業に関する意見</p> | <p>何人分、何日分の水、食料、簡易トイレの備蓄があるのか。防災倉庫を見学した際に十分な量とは思えなかったため、早急に増やしてほしい。</p> <p>また、体育館以外の避難場所や、発電機、段ボールベッド等、その他必要なものを確保してほしい。</p> <p>木造住宅密集、狭あい道路が多いことから火災のリスクがかなり高いと考えるので、道路の拡幅、セットバック促進をしてほしい。</p> | <p>区では、避難所避難者約10.4万人の3日分の水・食料などの備蓄を進めています。令和6年度に、災害時の各種トイレに活用する収便袋の追加備蓄を進めるほか、災害時要配慮者や女性の視点などを踏まえ、さらなる備蓄品の充実を図ってまいります。また、震災救援所では、体育館以外の普通教室なども避難スペースとして活用するほか、被災した震災救援所が機能しない場合に備え、区内の高校・大学などを補助代替施設に指定しています。</p> <p>また、区内には、木造密集地域を中心に火災危険度の高い地域があります。区地域防災計画には、首都直下地震による死者0を目指すことを目標に、その対策のひとつとして狭あい道路の拡幅整備事業を掲げており、今後も、区全域を対象に狭あい道路の拡幅整備の推進に取り組んでまいります。（別紙2 震災・風水害編 No. 73）</p>   |

|   |                |  |   |
|---|----------------|--|---|
| 8 | 地域コミュニティに関する意見 | <p>緊急時に活動できる地域コミュニティづくりを促進する支援のしくみについて、以下の項目を加筆してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高円寺北1丁目には町会会館がないので、高円寺学園の開放会議室を活用できることを積極的にすすめること。</li> <li>・地域コミュニティの形成に必要な不可欠な集会所を施設再編整備で手薄になってしまったことについて検証して、地域コミュニティの形成を支援する方向に舵を切り替えること。</li> </ul> | <p>地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針を定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではありません。いただいたご意見は、関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| 9 | 給水拠点に関する意見     | <p>計画では、都と役割分担の上、災害時給水ステーション等を活用して応急給水活動を実施しているが、「杉並浄水所」は2016年12月以降停止されている。</p> <p>区長は東京都に対し、杉並浄水所が耐震基準を満たした給水所に復活するよう連絡調整することが基本的責務である。</p>   | <p>杉並浄水所は、大腸菌が検出されたため、平成28年12月28日から使用を停止しています。区における震災時の飲料水は、各震災救援所においてペットボトル飲料水の備蓄や受水槽の設置のほか、避難所の敷地内から直接飲料水を確保できる応急給水栓の設置、給水ステーションの活用などにより、十分な水量を確保しております。今回、ご意見いただきました給水所復活に関する要望につきましては、都水道局にもお伝えいたします。</p> |

|    |              |  |   |
|----|--------------|--|---|
| 10 | 出火防止対策に関する意見 | <p>震災直後の出火が防止できるかどうかは住民による自助努力にかかっていることとなっているため、出火防止対策の拡充をしてほしい。さらに出火をおさえる具体的項目として、以下の点について補足してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃化改修の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。</li> <li>・不燃化改修が進むような助成制度の拡充をすすめる。</li> <li>・耐震改修の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。</li> <li>・冬季中、暖房器具に灯油を使用中の住宅について、その保管場所、保管容器について出火抑制策を示す。</li> <li>・感震ブレーカー設置の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。</li> </ul> <p>また、一度出火すれば「道路による延焼遮断」効果はほぼなく、延焼を防止することは容易ではないことから、対策の重点を出火防止策にシフトするよう記述してほしい。</p> | <p>不燃化改修の進捗状況につきまして、区では、おおむね5年ごとに土地利用現況調査を実施しており、その中で、町丁目ごとの不燃化・耐震化の進捗状況を調査しています。調査内容については、「すぎなみのまちの動き～土地利用現況調査結果の分析～」としてまとめており、区公式ホームページや図書館等で確認できます。</p> <p>また、区では、火災による延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域等を中心に、耐火性能の高い建物を新築する方に向けて建築工事費の助成を実施しています。平成28年、30年、令和5年には助成対象地域の拡大を図り、建築物の不燃化建替えを促進しています。</p> <p>出火抑制については、区では、主に冬の乾燥時期における防火対策として、消防署と連携のうえ、区ホームページやメール配信サービス、各種SNSなどを通じて注意喚起を行っています。今後も引き続き区民に対する出火抑制策の周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>感震ブレーカー設置の進捗状況については、いただいたご意見のとおり、当計画の資料編に町丁目ごとの設置台数を掲載いたします。（別紙2 資料編 No.1）</p> <p>都市計画道路の整備は、完成までに多く時間を要しますが、延焼の阻止以外にも避難路の確保や救援活動の経路確保などの効果があり、地域の防災性は向上します。住宅地域での火災に備え、お住いの皆様が安心・安全に暮らせるよう、ハード面ソフト面の防災施策を複合的に施してまいります。</p> |
|----|--------------|--|---|